明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件
（文化庁六八～一一〇）　一
○都市計画に関する件
（関東地方整備局三五五～三六一）　一三
○道路に関する件
（北陸地方整備局一〇六～一一二）
○道路に関する件
（四国地方整備局一四三、一四四）　一三

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三
特殊法人等
弁理士登録関係　一三

地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三七

告示

○文化庁告示第六十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平